

## 第5回 議員定数等議会活性化特別委員会 記録

令和8年3月2日（月）

16時25分～16時54分

全員協議会室

【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長

今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員

【議長団】澁谷議長

【委員外議員】森谷議員

【事務局】下間局長、濱見書記

---

### 議題

- 1 前回の振り返り
- 2 浜田市議会政治倫理条例の改正について
  - (1) 条例改正案
  - (2) 議会運営委員会への報告
  - (3) その他
- 3 その他

○次回開催 月 日（ ） 場所（未決定）

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 16 時 25 分 開議 ]

**○川神委員長**

ただいまから第5回議員定数等議会活性化特別委員会を開催する。出席数は8名で、会議は成立している。

**1 前回の振り返り**

**○川神委員長**

まず前回の振り返りである。先般の話の内容を少し確認させていただきたい。

1点目は決定確認をされた事項である。ハラスメント条例の制定方針については、各委員から意見をいただき、主にパワーハラスメントの防止・抑制に関する条例制定を目指して、まずは議会が独自に活動を始めるという点。

連携については、ハラスメント撲滅という目的を共有して、執行部と情報共有しながら進めていくということ。

浜田市議会の政治倫理条例の見直しについては、現在この倫理条例が、SNSへの誹謗中傷など、現在の課題に対応していないということなどがあり、これは一応見直しをしようではないかという、ほとんど全委員から話が出て、本日それが特に大きな議題となっている。

それと議員定数適正化に関しては、改めて2年後を目指して一定の方向性を出すとした。懸案のアンケート事項に関しては、今回実施をしないとしたが、これについては、いろいろな意見があったものの、そういう方向で行うということである。

以上が、前回の議論である。

そういった中で、今後の継続審議とか課題の中では、パワハラ防止条例の実効性、これの確保、それから議員定数は、具体的に議論の視点とか積み上げ方式でいくとか、この辺の考え方について、今から踏み込みをする。

それと、前回委員会からの申し送り事項は、多様な人材の立候補しやすい環境整備である。この確認など、具体的に話していこうということにしてある。

さらに先進地事例については、まだ具体的にここというふうなことは挙げてないが、包括的なハラスメント防止を制定する自治体など、こういうことを引き続き検討していこうということなどを中心に、各委員からの意見を伺っている。

前回の振り返りに関してはそういうことでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

**2 浜田市議会政治倫理条例の改正について**

**(1) 条例改正案**

**○川神委員長**

先ほど言ったように、政治倫理条例を現在に適用できるようなものに変えていこ

うという話で、会派に持ち帰って意見を出していただきたいとお願いし、今日に至っている。

資料に各委員からの意見をまとめて改正案としてある。

それで、1点皆にお願いしたいのは、第7条である。議長が審査対象議員になった場合は、副議長が代行をするなどがある。

各委員には、基本的に第3条に関して意見をいただきたいとしていたが、創政クラブから、別の条項の意見が出たため、一応、そちらも載せている。

改めて、正副委員長で確認したところ、この条例の施行規則に、すでにこの項目があった。そのため、資料には載せてあるが、施行規則と重なるため、最終的には取るということになると思う。

赤字部分が、今回各委員の意見を伺って追記したところである。全文も載せている。

これらについて、各委員から意見をいただきたい。

#### ○笹田委員

確認だが、第7条への意見はすでに施行規則にあったので、この資料に書いてあるが、条例には追記せず施行規則を生かすということで間違いないか。

#### ○川神委員長

事務局、それでよろしいか。

#### ○濱見次長

笹田委員の言うとおりでである。事務局でよく調べたところ、施行規則には「議長に事故があるときは、副議長に提出しなければならない」という規定があり、今回、第7条の6に入れると重複すると思っている。

今日の資料は、各委員から出たものは全て載せてあり、これを基に皆が修正や捨選択をしていただきたい。

#### ○川神委員長

第7条の6、7に関しては、施行規則にあるため、外すということよろしいか。

( 「はい」という声あり )

では、外すこととする。

それ以外に各委員から意見を伺う。

#### ○遠藤委員

新設のSNSの箇所であるが、「個人または法人その他団体の名誉を毀損しまたは個人情報漏えいなど」とあるが、個人情報の漏えいはよく分かるが、個人または法人その他団体の名誉を毀損というのは、具体的な範囲を誰が判断するのか。

#### ○濱見次長

言い訳になって申し訳ないが、非常に短期間でこの資料を準備した。そのため、事務局ではこの文言を案とし、並行して法令の担当などに確認を依頼中である。

各委員にはすでに資料を提示した後の話だが、法令の担当から様々指摘があり、例えば、今の「その他団体」には定義が必要であるとのことだった。そのほかには、

(1)では「一切の行為を慎むこと」とあるが、「一切の行為をしないこと」にしてしまった方が良く、などいろいろなアドバイスをいただいている。

そのため、文言については、浜田市のほかの条例に倣いながら整えようと考えている。今日は、追加する意見があったものについて、文言は後回しにして、追加の可否やほかに追加が必要なものがないかを議論していただきたい。

#### ○川神委員長

ただいま事務局から説明があったように、言葉の定義や文言に関しては、現在法令の担当の意見も同時並行で伺いながら、すり合わせている。

先ほどの遠藤委員の質問も、最終的には法令審査会から出てきたものに対して、もう1回すり合わせて文言を確定させたいと思う。今日は、追加や足りないところについて、各委員から意見を伺う。

#### ○西田清久委員

創政クラブでは、各議員に見てもらい、これ以上は特になかった。

#### ○足立委員

浜風の郷も、全ての議員としっかり議論した上で意見を提出したので、この内容で良い。

#### ○芦谷委員

市民クラブで出た意見は反映しており、別がない。

#### ○遠藤委員

これで良い。

#### ○川神委員長

では、資料に記載している項目の追加で良いという判断をさせていただく。

ただ、遠藤委員などから話があった、文言の整理等は、法令の担当とすり合わせたものを最終的に示すこととしたいが、よろしいか。

( 「はい」という声あり )

では、そのとおりに進める。

ここで各委員に確認したい。法令審査会後に決定した条文について、再度、特別委員会を開催して最終的に確定するのか、それとも条文を正副委員長で確認し、LINE WORKSなどで各委員に示し了解を得て特別委員会からの提案にするのか、二つの方法を考えるが、どちらが良いか。

#### ○笹田委員

中身の確認はできており、法令審査会の文言修正だけなので、集まらなくても良いと考える。

#### ○芦谷委員

市民クラブも同様である。

#### ○西田清久委員

法令審査会は、いつぐらいに仕上がる予定か。

#### ○濱見次長

確認はできてない。速やかに行いたい。いつ示すことができるか確認する。

#### ○西田清久委員

では、法令審査会での修正ができれば、LINE WORKSで確認し、もし必要であれば、定例会議中に委員会を開いたら良いと考える。

#### ○佐々木副委員長

西田清久委員と同じで、法令審査会で文言整理してもらい、各委員の確認が取れば集まらなくても良い。しかし、疑義が生じ調整することがあれば開催するのが良い。非常に重要な条例であり、慎重に決める必要があると考える。

#### ○川神委員長

各委員の意見を総括すると、法令審査会での確定時期は未定だが、でき次第、各委員にLINE WORKSで共有し、問題がなければ特別委員会は開かずに、本会議最終日に提案する。これでよろしいか。

( 「はい」という声あり )

佐々木副委員長からあったように、気になることや重要なことが起これば、急遽特別委員会を開催することを想定していただきたい。

### (2) 議会運営委員会への報告

#### ○川神委員長

明日、3月3日の議会運営委員会が本会議終了後にある。浜田市議会申し合わせ事項に、委員会から条例を提案する場合は、議会運営委員会でその旨を報告すること、との規定がある。

条文が確定している必要はなく、目的や概要など取組状況や、本会議の最終日に提案することを議会運営委員会で報告をさせていただきたい。よろしいか。

( 「はい」という声あり )

それでは、そのように報告を行う。

### 3 その他

#### ○川神委員長

今後の日程についてである。

先ほど確認したが、3月定例会議最終日の提案に向け、LINE WORKSで各委員に示し、問題がなければ特別委員会は開催しないこととした。

今後は、常任委員会や予算決算委員会など非常に過密であるため、定例会議が終了した4月から本格的に議論を行うのが一番望ましいと考える。

それについて各委員の意見を伺う。

#### ○笹田委員

今、議会運営委員会で議会基本条例の見直しを行っているが、議論は進んでいない。できていないものをできるようにするための協議の場として、特別委員会に振る案も出ている。その開催を想定しながら、あとは正副委員長に任せる。

### ○川神委員長

では、議会基本条例の検討を今特別委員会に振られた場合などを除き、4月に入って開催することよろしいか。

( 「はい」という声あり )

### ○笹田委員

もう1点、ハラスメント条例の職員アンケートを協議中だが、早ければ早い方が良く考える。まとめれば、速やかに情報共有できたら良いが、正副委員長に任せる。

### ○川神委員長

アンケートについては、案を示し、執行部にも職員アンケートに協力いただけることを確認している。これも準備ができ次第進めていく。時期に関しては、正副委員長に任せてほしい。

### ○佐々木副委員長

職員アンケートについて、前回、案を確認し、おおむね同意された。

だが、少し提案がある。

2番目の質問で、「誰からの行為だったか」の選択肢が五つある。3番目の質問で、「どのような種類のハラスメントでしたか」の選択肢が三つある。それぞれ、複数選択することができるようになっているが、これだと、複数のハラスメントがあった場合に、対象者と内容が繋がらないと考える。

皆で案を確認した後だが、もう少し詰めて協議したい。今提案すべきなのか分からないが、確認してほしい。

さらには4番でそれをどのように対応したかと続いている。分けた質問ではなく、一つの事象で質問がつながるよう作成した方がより良いと考える。

### ○川神委員長

設問の手法については、後日検討させていただきたいと思うが、いかがか。

### ○笹田委員

佐々木副委員長が言われるように、複数回答ができるので、設問2番と3番の全部に丸が付いた場合は、誰に何があったかが分かりづらい。副委員長には何か案があるのか。

### ○佐々木副委員長

例えば、単純に、2番の「誰から受けたか」から以降の設問をつなげ、それを複数用意する形である。ただし、それではアンケートが長くなる懸念がある。しかし、より実態が分かるような設問の方が、回答する職員の意見をより受け止められると思う。

### ○川神委員長

それでは、この場ではなく改めて検討したい。アンケートを早く実施したいが、より分かりやすい設問としないといけない。

### ○芦谷委員

この件は、確かにそのとおりなので、各委員から意見を出し合ったものを正副委員長でまとめていただくのはいかがか。

### ○佐々木副委員長

各委員からでも良いと思うが、先ほど私が示したことは、今でも皆了解できたと思う。そこで、我々正副委員長と事務局で案を作り、それをたたき台として協議する方がスムーズだと考える。

### ○川神委員長

そのとおりでお願いできるか。

( 「はい」という声あり )

それでは、今、佐々木副委員長が提案したとおりで進めていく。

次の日程であるが、特別なことがない限り、4月に、次の第6回を開きたいと思っている。新年度の公務など様々なことを確認しながら、できれば、3月定例会議中に一定の調整を行い決めていくので、よろしく願います。

次の議題であるが、当然ハラスメントをしっかりと詰めていく必要もあるし、定数の問題も深掘りし、さらには議会改革の引継ぎ事項も具体的に踏み込んでいく。この3点について進めていくということによろしいか。

( 「はい」という声あり )

ほかに、各委員から意見があるか。

( 「なし」という声あり )

今後の予定は、法令審査会と条文のすり合わせ、各委員に対してアンケートの案を示し意見をいただくこと、そして、明日の議会運営委員会で条例改正の提案を報告すること、これらを進めていく。

以上で第5回議員定数等議会活性化特別委員会を終了する。

[ 16 時 54 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議員定数等議会活性化特別委員会委員長 川 神 裕 司